

## 居宅介護支援事業所 喜望峰 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人井野整形外科リハビリ内科が開設する居宅介護支援事業所 喜望峰（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者からの相談に応じ、要介護者がその心身のおかれている状況や環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設への紹介等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有するに応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- (4) 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業所等との連携に努めること。
- (5) サービスの提供にあたっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等および医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な協力を行うなどの措置を講ずること。
- (6) サービスの提供にあたっては要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行うこと。
- (7) 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行うこと。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 喜望峰
  - (2) 所在地 北群馬郡榛東村山子田 2547-1
- (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者  
管理者には主任介護支援専門員を配置し、事業所の従業者の管理および業務の管理、居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。
- (2) 主任介護支援専門員 1名以上 (常勤 管理者と兼務)  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。  
(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  
(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、榛東村、吉岡町の区域とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用者等に重要事項説明書を交付し口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得るものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問または利用者もしくはその家族(以下「利用者等」という。)から求められたときは、これを提示する。

3 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分および要介護認定の有効期間等を確かめる。

4 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

5 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1か月前には行われるよう必要な援助を行う。

6 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成にあたっては、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービスの手続きを行う。また、サービス事業者の選択にあたっては利用者もしくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとする。

7 居宅介護支援の提供の開始にあたって、利用者等に対し前 6 か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の占める割合、前 6 月に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けされた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものに占める割合につき説明を行い、同意を得るものとする。

8 予め、利用者等に対し、利用者が病院もしくは診療所（以下「医療機関等」という）に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名および連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行うこととする。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼するものとする。

9 事業者は、以下のいずれかに正当な理由がない場合、サービスの提供を拒否してはならない。

- (1) 当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合
- (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- (3) 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

（居宅介護支援の具体的取扱方針）

第 8 条 居宅介護支援の具体的取扱方針は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画の担当者  
介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (2) 相談の受付場所  
利用者等から相談を受け付ける場所は第 3 条に規定する事業所内とする。
- (3) 利用者等への情報提供  
居宅サービス事業者の選定にあたっては以下のことを行う。  
イ 居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者および家族に対し、当該地域における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者が希望するサービス事業者の情報を適正に説明する。複数のサービス事業者等の紹介の求めがあった場合には誠実に対応し、利用者またはその家族のサービスの選択が可能となるように支援する。  
ロ 介護支援専門員は、利用者等の選択を求めることなく最初から同一の事業主体に偏った計画原案を提示することは行わず、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業者のみを計画に位置付けない。
- (4) 利用者の実態把握  
介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現

に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない

(5) 居宅サービス計画の原案作成

居宅サービス原案作成にあたっては、以下のことを行う。

イ 介護支援専門員は、利用者の居宅を最低月 1 回訪問し、利用者およびその家族と面接し支援するうえで解決しなければならない課題を分析し、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

ロ 利用者等が、訪問介護、通所リハビリテーション等医療系サービスを希望している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。医療系サービスについては、主治の医師等の指示がある場合においてのみ、居宅サービス計画に位置付ける。この場合、意見を求めた主治の医師に対して居宅サービス計画を交付する。なお、介護サービスに対して主治の医師等から留意点等が示された場合は、当該留意点を尊重して計画の作成を行う。

(6) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を作成した場合は、原則としてサービス担当者会議を開催し、情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。但し、末期の悪性腫瘍の利用者に限り、心身の状況等により主治の医師または歯科医師等の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する紹介等により意見を求めることができるものとし、利用者の状態を分析、把握するため複数職種間で意見調整を行い事業所との連携を図る。

(7) 居宅サービス計画の説明、同意および交付

介護支援専門員は、利用者またはその家族等に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得、当該居宅サービス計画を交付する。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価は次の通りとする。

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握、および利用者の課題把握を行う。また、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時やその他必要と認めるときは利用者の服薬状況、口腔機能、その他利用者の心身または生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。

(2) 介護支援専門員は、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者の面接を行い、モニタリング結果を記録する。

3 介護保険施設の紹介等は次の通りとする。

(1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合または利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望する場合には、主治の医師等の意見を求めたうえ、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。

(2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

2 通常の実施地域外からの利用であるときも、交通費等の実費は徴収しないものとする。  
(法定代理受領サービスに係る報告)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、毎月保険者（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険連合会）に対し、居宅介護サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅サービス費または特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、当該国民健康保険連合会に対して提出する。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第11条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付する。

(事故発生時の対応)

第12条 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供により利用者本人に事故が発生した場合には速やかに管理者、市町村、利用者の家族等および利用の介護サービス事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(身体拘束の制限)

第13条 喜望峰においては、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと喜望峰の医師が認め、指示した場合は、この限りではない。身体的拘束等を行う場合には、

その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1) 成年後見人制度の利用を支援する。
- (2) 事業所内において介護支援専門員に対し虐待防止のための研修の実施。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（現に擁護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(苦情・ハラスメントの対応)

第 15 条 利用者またはその家族からの苦情・ハラスメント等を受け付けるための窓口を設置するとともに必要な措置を講じる。苦情・ハラスメント等が発生した場合には利用者またはその家族からの当該苦情・ハラスメント等の内容等を記録するものとする。

2 事業所は、提供した事業に対し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提出した事業に係る利用者およびその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業者は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者およびその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用するものは、サービスを提供するうえで知り得た利用者とその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないこととする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

(従業者の研修)

第 18 条 事業所は、従業者に対し常に必要な知識の習得および能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む）を実施する。なお、研修の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した

場合は復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年 1 回
- (3) 権利擁護に関する研修 年 1 回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年 1 回
- (5) 介護予防に関する研修 年 1 回
- (6) 感染症に関する研修 年 1 回

(事業継続計画)

第 19 条 事業継続計画（BCP）の策定等にあつては、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 20 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染症防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他)

第 21 条 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要な事項は医療法人 井野整形外科リハビリ内科が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 1 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。